

## 岐阜市子ども・若者モニター「オトノネ」規約

### (総則)

第1条 この規約は、岐阜市子ども・若者モニター「オトノネ」制度（以下「本制度」という。）に関して、第3条に定めるところにより岐阜市（以下「市」という。）が岐阜市子ども・若者モニター「オトノネ」として登録したモニター（以下「オトノネメンバー」という。）と市との間における権利義務関係を定めるものとする。

2 市は、オトノネメンバーに事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は、市ホームページに掲載した時点で直ちに施行され、全てのオトノネメンバーに適用されるものとする。

### (オトノネメンバーの任務)

第2条 オトノネメンバーは、子ども・若者に係る市政に関するアンケート調査等への回答を行う。

2 オトノネメンバーとして登録をする年度の4月1日時点において満12歳以上のオトノネメンバーのうち希望する者は、市の承認を得て「オトノネサポーター」（以下「サポーター」という。）として、本制度の運営補助を行うことができる。

### (オトノネメンバーの資格)

第3条 オトノネメンバーは、オトノネメンバーとして登録をする時点において次の全ての要件を満たし、本規約を承諾の上、市所定の登録手続を全て完了した者とする。

(1) 過去又は現在において、次のいずれかを満たすこと。

ア 市内に住所を有していること。

イ 市内の学校に通学していること。

ウ 市内で勤務していること。

エ その他、市内で何らかの活動をしていること。

(2) 登録する年度の4月1日時点において、満6歳以上満29歳以下であること。

(3) 満16歳未満の場合は、保護者又は責任のある成人の同意があること。

(4) 登録時に年齢及び本人確認ができる書類を提出できること。

(5) インターネットの利用ができ、その環境があること。

(6) オトノネメンバー本人又は保護者若しくは責任のある成人が使用できる電子メールアドレスがあること。

### (調査の実施方法)

第4条 市は、オトノネメンバーの年齢等の属性に応じた調査の内容、表現及び方法等を適切に設定し、調査を行うものとする。

### (サポーターの選定)

第5条 市は、サポーターの選定にあたり、参加の動機及び目的等を総合的に考慮し、本制度の適切な運営に資すると認められる者を承認するものとする。

2 市は、サポーターが本制度の適切な運営を阻害すると認められる等、サポーターとして不適格と判断した場合は、サポーターとしての承認を取り消すことができる。

- 3 サポーターが第 11 条の規定によりオトノネメンバー登録を抹消された場合は、当然にサポーターとしての承認も取り消されるものとする。

(オトノネメンバーの登録情報)

第6条 オトノネメンバーは、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレス及び年齢確認書類を市に登録するものとする。この場合において、オトノネメンバー登録後、市は、オトノネメンバーに対しオトノネメンバー登録番号を発行する。

- 2 オトノネメンバーは、市と電子メールの受・発信を行う場合は、登録した電子メールアドレスを使用するものとする。

- 3 オトノネメンバーは、前各項に規定する登録情報が変更となった場合は、インターネット上のフォーム又はメールにて市に届け出るものとする。

(費用負担)

第7条 オトノネメンバー登録、調査回答に係る通信費用等は、オトノネメンバーの負担とする。

(個人情報)

第8条 市は、オトノネメンバーの個人情報の管理について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令に基づき厳重に管理するものとする。

- 2 オトノネメンバーの登録及び活動により収集した個人情報や調査回答内容等の情報は、市政や各種施策へ反映するために用い、それ以外に利用することはないものとする。

(退任)

第9条 オトノネメンバーは、インターネット上のフォーム又は電子メールにより、いつでも退任することができる。

- 2 オトノネメンバーは、次の各号のいずれかに該当するときは、自動的に退任するものとする。

- (1) 満30歳に達した年度の末日を経過したとき。
- (2) 2年間継続して調査回答実績がないとき。

(オトノネメンバーの禁止行為)

第10条 オトノネメンバーは、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 市、他のオトノネメンバー又は第三者の著作権を侵害する行為
- (2) 他のオトノネメンバー又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (3) 他のオトノネメンバー又は第三者に不利益を与える行為
- (4) 本制度の運営を妨害する行為
- (5) 虚偽の登録若しくは虚偽の回答又は不正回答
- (6) 同一人物による重複オトノネメンバー登録又はなりすまし登録
- (7) 本制度を営利目的で不正利用する行為
- (8) 特定の思想又は主義主張を他のオトノネメンバーに強要する行為
- (9) 他者からの指示又は誘導により意見を表明する行為その他の本制度の中立性を害する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市が不相当と判断する行為

(オトノネメンバー登録の抹消)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、オトノネメンバーの承諾の有無に関わらず、オトノネメンバー登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に定める資格要件を欠いたとき。
- (2) 前条に定める禁止行為に該当する行為を行ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市がオトノネメンバーとして不適当と判断したとき。

(回答内容の著作権)

第12条 オトノネメンバーは、本制度に基づき行われた調査に対して行った回答内容の著作権を、すべて市に無償で譲渡するものとし、市は、その回答内容を自由に選択、修正及び編集できるものとする。なお、オトノネメンバーは、当該著作権に係る著作者人格権を市及び第三者に対して行使しないものとする。

2 市は、本制度に基づき行われたオトノネメンバーの回答内容を利用し、オトノネメンバー本人の承諾なしに開示できるものとする。ただし、オトノネメンバー個人が特定できる情報を除く。

(免責事項)

第13条 登録情報と異なる電子メールアドレスにて、受・発信を行ったことにより当該オトノネメンバーに不利益、又は損害が発生した場合、市はその責任を負わないものとする。

- 2 オトノネメンバーがオトノネメンバーとして第三者に発信する情報に関して、市はその責任を負わないものとする。
- 3 オトノネメンバーからの個別の問い合わせや意見などについて、市の応答義務はないものとする。
- 4 市からオトノネメンバーに対して発信された電子メール、又はオトノネメンバーから市に対して発信された電子メールの不到達により当該オトノネメンバーに不利益又は損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、市はその責任を負わないものとする。

(本制度の内容の変更及び中止等)

第14条 市は、いつでも、何らの告知なしに、またオトノネメンバーの承諾の有無にかかわらず、本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、又は本制度の一部若しくは全部を一時中断、停止及び中止することができるものとする。

2 前項に基づく内容の変更又は一時中断、停止及び中止によってオトノネメンバーに不利益又は損害が発生した場合、市はその責任を一切負わないものとする。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。